

## VI 情報公開

- 社会福祉士養成施設については、今後、その入学希望者が自らの希望に応じて適切な選択ができるよう、必要な情報を提供していくことが重要であることから、一定の内容について、**新たに情報開示を行うものとする。【一般養成施設・短期養成施設共通】**

### 1. 現行の要件

- 現行の社会福祉士養成施設の指定基準においては、情報開示に係る具体的な規定は定められていないところ。
- しかしながら、介護福祉士については、平成18年7月に取りまとめられた介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会報告書「これからの介護を支える人材について」においては、次のとおり提言がなされているところ。

- ・ 養成施設の施設設備等については、現在、必要な教室、教育用器具機材、図書の整備など項目ごとに詳細に定められている。しかしながら、今後、教育内容の見直しに合わせ、養成施設入学希望者等への情報提供を図る観点から、**施設設備の整備状況の情報を提供することを前提として、関係者の意見も十分踏まえつつ、必要な規制緩和や要件の弾力化を検討すべき**である。
- ・ 養成施設入学希望者が養成施設を選択できるよう、養成施設が**教育内容**(カリキュラム、シラバス、教科書等)、**教員のプロフィール、施設設備の整備状況、実習先等について、情報提供を**することが重要である。

## 2. 見直し案

### (1)情報開示の項目

- 社会福祉士養成施設における情報開示の項目については、他の制度における情報開示の項目を参考としつつ、次のとおり定め、これらの開示を行うものとする。

#### 【法人情報】

- ① 法人種別、法人名称、法人の主たる事務所の住所・連絡先
- ② 法人代表者氏名
- ③ 養成施設以外の実施事業
- ④ 財務諸表

#### 【養成施設情報】

- ① 養成施設名称、養成施設の住所・連絡先
- ② 養成施設代表者氏名
- ③ 養成施設の開設年月日
- ④ 学則
- ⑤ 研修施設、図書館（蔵書数を含む。）等の設備の概要

## 【養成課程情報】

- ① 養成課程のスケジュール（期間、日程、時間数）
- ② 定員
- ③ 入学までの流れ（募集、申し込み、資料請求先）
- ④ 費用
- ⑤ 科目別シラバス
- ⑥ 教員数、科目別担当教員名（教員の名前、略歴、保有資格）
- ⑦ 教材
- ⑧ 協力実習機関の名称、住所、事業内容
- ⑨ 実習プログラムの内容・特徴

## 【実績情報】

- ① 卒業者の延べ人数
- ② 卒業者の進路の状況（就職先の施設種別、卒業者のうちの就職者数）

## 【その他情報】

その他、利用者の選択に資する情報

## (2)情報開示の方法等

- ワムネットや養成施設のホームページ等を通じて、広く一般に公開することを原則とする。
- なお、入学希望者等が開示された情報を容易に比較検討できるよう、情報開示に係る標準的な様式例を示すことを検討する。

## (3)留意事項

- 情報開示の義務付けと併せて、開示内容の適正性を担保する観点から、虚偽又は誇大な情報を開示してはならないこととする。

# VII 国家試験の受験資格における 実務経験の範囲

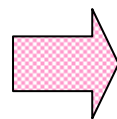
## VII—① 実務経験の範囲の拡大

### 1. 就労支援分野に従事する者の位置付け

- 昨今の福祉サービス現場においては、自立した日常生活を支える観点から、就労支援の重要性が高まっていることから、新たに実務経験の対象施設として、障害者就業・生活支援センター等を位置付けることとする。

#### 【現行】

- ・ 障害者就業・生活支援センター等における職員については、実務経験の対象となっていない。



#### 【見直し案】

- ・ 次に掲げる施設において、相談援助を行う専任の職員を実務経験の対象とする。
  - ① 障害者就業・生活支援センター
  - ② 地域障害者職業センター、広域障害者職業センター
  - ③ 障害者雇用納付金制度に基づく第1号職場適応援助者助成金の支給対象となっている施設等
  - ④ 発達障害者支援センター